

奈良県告示第百七十一号

瀬戸内海環境保全特別措置法（昭和四十八年法律第百十号）第五条第一項の規定に基づき特定施設設置の許可申請があつたので、同条第四項の規定により、その概要を次のとおり告示する。

なお、当該申請に際し添付のあつた特定施設を設置することが環境に及ぼす影響についての調査の結果に基づく事前評価に関する事項を記載した書面を、この告示の日から三週間奈良県水循環・森林・景観環境部水資源政策課（奈良市登大路町三〇番地）及び橿原市環境衛生課（橿原市八木町一の一の一八）において一般の縦覧に供する。

令和三年九月二十八日

奈良県知事 荒井正吾

- 一 申請者の名称及び代表者の氏名並びに所在地  
株式会社ジェイテクト奈良工場 工場長 森本 知久  
橿原市十市町三三三
- 二 工場又は事業場の名称及び所在地  
株式会社ジェイテクト奈良工場  
橿原市十市町三三三
- 三 特定施設の構造に関する事項

特定施設の能力	特定施設の種類
	水質汚濁防止法施行令（昭和四十六年政令第百八十八号）別表第一第六十三号に掲げる機械器具製造業の用に供する焼入れ施設三基、同表第六十三号に掲げる機械器具製造業の用に供する廃ガス洗淨施設一基及び同表第六十五号に掲げる酸又はアルカリによる表面処理施設七十三基（以下「A施設」、「B施設」及び「C施設」という。）
A施設	二、四〇〇台／日

汚最 水大 等の の値	項目	季節的変動の概要（使用に季節的変動がある場合）			特定施設の使用時間間隔及び一日当たりの使用時間		
		C施設	B施設	A施設	C施設	B施設	A施設
生物化学的酸素要求量（BOD） （単位 mg/l）	水素イオン濃度（水素指数）	なし	なし	なし	最大二十四時間／日	最大二十四時間／日	最大二十四時間／日
	通常	なし	なし	なし	最大二十四時間／日	最大二十四時間／日	最大二十四時間／日
九九〇	八・五						
九九〇	八・五						
	最大						

四 特定施設の使用方法に関する事項

特定施設の使用開始予定年月日	特定施設の工事完成予定年月日	特定施設の工事着手予定年月日	C施設	B施設
			許可後直ちに	既設

特定施設から排出される汚水等の一日当たりの通常の量及び最大の量(単位 m <sup>3</sup> )	るびれ及 れ及 さ値 の出 非常 ら通 かの 設態 施状 定染 特汚						
	A施設	B施設	C施設	窒素含有量(単位 mg/l)	りん含有量(単位 mg/l)	浮遊物質質量(SS)(単位 mg/l)	化学的酸素要求量(COD)(単位 mg/l)
五	五	五	四六〇	〇・〇三	一一〇	六二〇	六二〇
五	五	五	四六〇	〇・〇三	一一〇	六二〇	六二〇

五 汚水等の処理方法に関する事項

処理施設の種類の種類	処理施設の構造	
廃液濃縮処理施設、凝縮水水処理施設、合併処理浄化槽、活性炭濾過装置及び消毒槽(以下「D施設」、「E施設」、「F施設」、「G施設」及び「H施設」という。) (	D施設	SUS三〇四ユニット
	E施設	SUS三〇四ユニット

処理施設の工事着手予定年月日		汚水等の処理方法						処理施設の能力							
E施設	D施設	H施設	G施設	F施設	E施設	D施設	H施設	G施設	F施設	E施設	D施設	H施設	G施設	F施設	
既設	既設		活性炭接触法	凝集剤添加膜分離活性汚泥方式	凝集剤添加及び活性炭処理	廃液濃縮処理	二一〇 <sup>3</sup> m <sup>3</sup> /日	二一〇 <sup>3</sup> m <sup>3</sup> /日	二一〇 <sup>3</sup> m <sup>3</sup> /日	五 <sup>3</sup> m <sup>3</sup> /日	五 <sup>3</sup> m <sup>3</sup> /日	FRP製	FRP製	RC造	



						季節的変動の概要 (使用に季節的変動がある場合)							
水素イオン 濃度(水素 指数)				項 目									
G施設	F施設	E施設	D施設	項目		H施設	G施設	F施設	E施設	D施設	H施設	G施設	F施設
/	七・二	/	/	通常	処 理 前	なし	なし	なし	なし	なし	終日 (二十四時間)	終日 (二十四時間)	終日 (二十四時間)
/	七・五	/	/	最大									
五・八 〓 六	・六 五・八 〓 八	七・九	八・五	通常	処 理 後								
・六 五・八 〓 八	・六 五・八 〓 八	/	/	最大									

の 後 の 後 の 後 の 後 の 後 の 後 の 後 の 後														
に よ る 常 通 の 施 設 に よ る 常 通 の 施 設 に よ る 常 通 の 施 設 に よ る 常 通 の 施 設			の 後 の 後 の 後 の 後 の 後 の 後 の 後 の 後 の 後			の 後 の 後 の 後 の 後 の 後 の 後 の 後 の 後 の 後			の 後 の 後 の 後 の 後 の 後 の 後 の 後 の 後 の 後			の 後 の 後 の 後 の 後 の 後 の 後 の 後 の 後 の 後		
単位 mg / ℓ			浮遊物質 量 (SS)			位 mg / ℓ			化学的酸素 要求量 (COD)			生物化学的 酸素要求量 (BOD)		
G施設	F施設	E施設	D施設	H施設	G施設	F施設	E施設	D施設	H施設	G施設	F施設	E施設	D施設	H施設
/	五六	/	/	/	/	七六	/	/	/	/	一一〇	/	/	/
/	一九〇	/	/	/	/	一五〇	/	/	/	/	一七〇	/	/	/
五	五	/	/	八	八	八	一七	六二〇	二・二	二・二	二・二	五一	九九〇	五・八 ・六 八
一〇	一〇	/	/	一三	一三	一三	/	/	一〇	一〇	一〇	/	/	五・八 ・六 八

の  
の  
等  
水  
汚

ノルマルヘ キサン抽出 物質含有量 (単位 mg /ℓ)					りん含有量 (単位 mg /ℓ)					窒素含有量 (単位 mg /ℓ)				
G施設	F施設	E施設	D施設	H施設	G施設	F施設	E施設	D施設	H施設	G施設	F施設	E施設	D施設	H施設
/	/	/	/	/	/	四・四	/	/	/	/	七三	/	/	/
/	/	/	/	/	/	六・九	/	/	/	/	九八	/	/	/
/	/	〇・五	四六〇	〇・五	〇・五	〇・五	〇・四四	〇・〇三	一〇	一〇	一〇	四四	一一〇	五
/	/	/	/	一	一	一	/	/	一五	一五	一五	/	/	一〇



水の汚濁状態				項目
浮遊物質 量 (SS) (単位 mg/l)	化学的酸素 要求量 (COD) (単位 mg/l)	生物化学的酸素 要求量 (BOD) (単位 mg/l)	水素イオン濃度 (水素指数)	
五	八	二・二	五・八〇八・六	通常
一〇	一三	一〇	五・八〇八・六	最大

六 排出水の汚濁状態及び量

汚水等の処理施設による処理前及び処理後の汚水等の一日当たりの通常量及び最大の量 (単位 m³)					
H施設	G施設	F施設	E施設	D施設	H施設
一六〇	一六〇	一六〇	五	五	
一六〇	一六〇	一六〇	五	五	
一六〇	一六〇	一六〇	五	五	
一六〇	一六〇	一六〇	五	五	

排出水の量(単位 m <sup>3</sup> /日)	排 出		
	ノルマルヘキサン抽出物質含有量(単位 mg/l)	りん含有量(単位 mg/l)	窒素含有量(単位 mg/l)
一六〇		〇・五	一〇
		一	一五